

令和6年5月23日

指定旧供給地点小売供給約款以外の 供給条件の認可について

内閣府沖縄総合事務局長から、沖縄ガス株式会社（法人番号 6360001000288）による指定旧供給地点小売供給約款以外の供給条件の認可申請に関する、電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第28条第4項の規定により、なおその効力を有するものとして読み替えて適用される改正法第5条の規定による改正前のガス事業法第47条の6の規定に基づき行われた委員会への意見聴取について、認可をすることに異存はありませんので、別紙のとおり内閣府沖縄総合事務局長に意見を回答いたしました。

(別紙)

官 印 省 略
府経政策第 6 4 号
令和 6 年 5 月 2 3 日

内閣府沖縄総合事務局長 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

指定旧供給地点小売供給約款以外の供給条件の認可について（回答）

令和 6 年 5 月 2 0 日付け府経エ燃第 1 6 9 号により貴職から当委員会に意見を求められた指定旧供給地点小売供給約款以外の供給条件の認可については、認可することに異存はありません。